

## 「業務改善助成金」を活用して

生産性向上のための**設備を導入**し、賃金の引上げを行いませんか



### 業務改善助成金とは？

○**生産性向上のための設備投資**などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、**その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度**です。

申請期限  
1/31



### 助成金の内容は？

○申請コースごとに、**助成対象事業場、引上げ額、助成の上限額**が定められており、申請コースに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、設備投資などに**かかった費用の一部を助成**します。



### 業務改善助成金を活用した生産性向上の事例



事業の種類	投資内容	必要性	業務改善実施効果
食料品製造業	ミキサー及びミニパサン機の導入	生地の手詰め作業を複数回に分けて行ったり、手絞りで生地の手詰め作業を行っていたため、生地の手詰め、成形作業に時間を要していた。	ミキサーの導入により、これまで複数回に分けて行っていた生地の手詰め作業が1度で可能となったほか、ミニパサン機の導入により、手絞りで行っていた生地の手詰め作業が自動で可能となったことから、業務の省力化と効率化が図られた。
飲食店	自動食器洗い機の導入	手作業で食器を洗浄しているため、労力と時間がかかり作業効率が悪かった。	自動食器洗い機を導入したことにより、大量の食器を洗浄することができ、作業効率が改善された。
社会福祉施設	リフト付き特殊車両の導入	一般車両への車椅子の積み込み、利用者の同乗に手間がかかり、送迎の作業時間が長く、介護職員の負担となっていた。	リフト付き特殊車両の導入により、車椅子の積み込み等がスムーズかつ短時間で可能となり、乗車定員も増加したことで、送迎時間は大幅に短縮された。
卸売業	フォークリフトの導入	材料の入荷、納品の際の荷下ろし・荷積み・事業場内移動を作業員が手作業で行っていたため、作業時間がかかるとともに労働者への負担が大きかった。	フォークリフトを導入し、材料の入荷、納品の際の作業を行うことで、作業時間が大幅に短縮され、労働者の負担が軽減した。
建設業	油圧ブレーカー、雑木・草刈り機の導入	人力によるハツリ作業、雑木・草の刈払作業は、作業時間がかかり、作業員の負担も大きかった。	油圧ブレーカー、雑木・草刈り機の導入により、人力によるハツリや刈払の作業時間が大幅に短縮するとともに、規模の大きな仕事も受注できるようになり、労働能率が増進した。
調剤薬局	最終鑑査機の導入	処方箋に基づいて用意した薬が正しいか鑑査する作業で、薬剤師の目視鑑査、記録に複数で延べ2時間を要していた。	鑑査機による調剤薬鑑査で、バーコードによる処方データの選択、重量鑑査による自動判定などで、鑑査の負担軽減が図られ、業務能率の大幅な向上があった。画像撮影の保存でトレーサビリティ強化も図られた。お客様の待ち時間の短縮や処方間違いを減少させる効果もあった。

- 事業で使用する専門的な機器の購入費や、既存機器の増設費も助成対象経費となります。
- 通常の事業活動に伴う経費（光熱費、賃金、消耗品費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費など）は対象外となります。



上記のような設備を導入し、**事業場内の最低賃金を引き上げた事業主**に支給します。



# 具体的な助成額は？

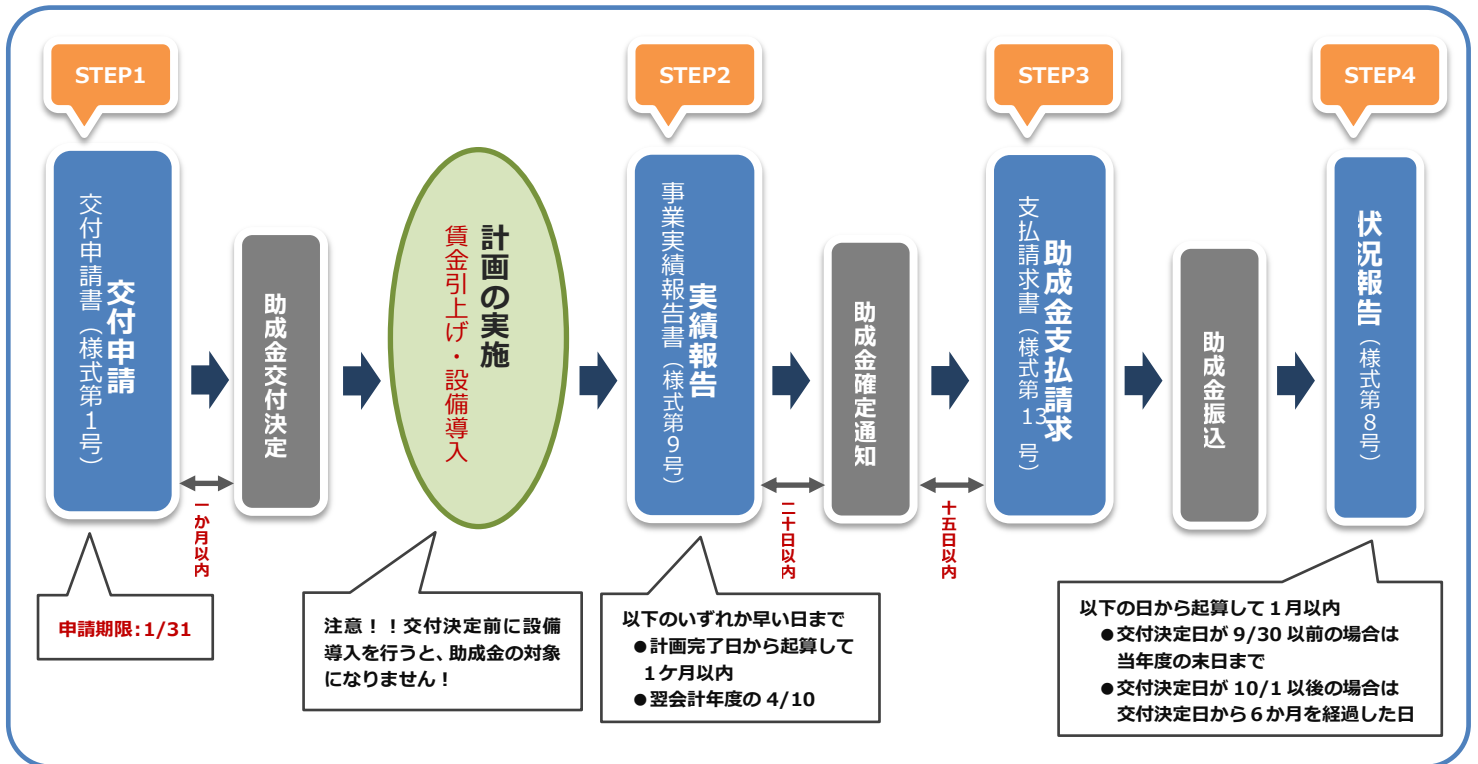
過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

選べる 5つの コース	事業場内 最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
	30円以上	7/10 (常時使用する労働者 数が企業全体で30人以下 の事業場は3/4)  ※生産性要件を満たした 場合には3/4(4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
	40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
	60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場
	90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上1,000円未満 の事業場
	120円以上		200万円	

- ★賃金引上げを徳島県最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の徳島県最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、各コースに定められた額以上の引上げを行う必要があります。
- ★助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



# 支給までの流れは？



業務改善助成金のお問合せは  
 徳島県最低賃金総合相談支援センター Tel: 0120(967)951  
 業務改善助成金の申請先  
 徳島労働局雇用環境・均等室 Tel: 088(652)2718



ご利用  
ください